

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	3
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a>	7
<a href="#">第 2 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて</a>	7
<a href="#">第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて</a>	11
<a href="#">第 4 議案第64号 利府町子ども家庭センター条例</a>	12
<a href="#">第 5 議案第65号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例</a>	15
<a href="#">第 6 議案第66号 利府町行政組織条例</a>	17
<a href="#">第 7 議案第67号 行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例</a>	18
<a href="#">第 8 議案第68号 利府町町税条例の一部を改正する条例</a>	22
<a href="#">第 9 議案第69号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例</a>	23
<a href="#">第10 議案第70号 利府町民バス条例の一部を改正する条例</a>	23
<a href="#">第11 議案第71号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例</a>	26
<a href="#">第12 議案第72号 令和2年度利府町一般会計補正予算</a>	27
<a href="#">第13 議案第73号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</a>	39
<a href="#">第14 議案第74号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算</a>	40
<a href="#">第15 議案第75号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算</a>	42
<a href="#">第16 議案第76号 令和2年度利府町水道特別会計補正予算</a>	42
<a href="#">第17 議案第77号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算</a>	43
<a href="#">第18 議案第78号 財産の取得について</a>	43
<a href="#">第19 議案第79号 財産の取得について</a>	44

<a href="#">第20 議案第80号 財産の取得について</a>	46
<a href="#">第21 議案第81号 指定管理者の指定について</a>	47
<a href="#">第22 議案第82号 町道の路線認定について</a>	48
<a href="#">第23 議案第83号 総合計画の基本構想及び基本計画の策定について</a>	48
<a href="#">第24 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告の件</a>	52
<a href="#">第25 委員会の閉会中の継続調査の件</a>	56

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和2年12月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
8番	伊勢英昭君	9番	安田知己君
10番	木村範雄君	11番	土村秀俊君
12番	高久時男君	13番	及川智善君
14番	永野涉君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	鈴木忠美君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

7番	羽川喜富君
----	-------

説明のため出席した者

副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
総務課総務法令班長兼 選挙管理委員会事務局 次長兼総務班長	千田耕也君
総務課人事給与班長	藤岡章夫君
秘書政策室長	鎌田功紀君
秘書政策室秘書広報班長	村田晃君
秘書政策室政策班長	福島俊君
財務課長	後藤仁君
財務課財政経営班長	谷津匡昭君
財務課管財契約班長	星浩幸君
税務課長	折笠ゆき江君

令和2年12月定例会会議録（12月9日水曜日分）

税務課町民税班長	吉田雄一	君
税務課固定資産税班長	鈴木厚広	君
町民課長	鈴木真由美	君
町民課保険年金班長	堀越伸二	君
生活安全課長	郷家洋悦	君
生活安全課 環境協働班長	石垣伴彦	君
生活安全課 防災安全班長	高橋活博	君
保健福祉課長	伊藤文子	君
保健福祉課 健康づくり班長	守山明子	君
保健福祉課 福祉班長	小畑香代	君
子ども支援課長	鈴木義光	君
子ども支援課 子ども未来班長	和田あずみ	君
子ども支援課 子ども支援班長	青柳久美子	君
都市整備課長	鈴木喜宏	君
都市整備課 都市整備班長	戸枝潤也	君
都市整備課 施設管理班長	渡辺淳一	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美	君
産業振興課 商工観光班長	門田唯志	君
産業振興課 農林水産班長	川口優	君
上下水道課長	名取仁志	君
上下水道課経営班長	郷右近啓一	君
上下水道課工務班長	佐藤真文	君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸	君
オリンピック推進室オリンピック推進班長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室給付班長	千葉友弥	君

令和2年12月定例会会議録（12月9日水曜日分）

収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長	上野昭博君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教 育 総 務 課 長	鈴木久仁子君
教 育 総 務 課 総務給食班長	櫻井涉君
教 育 総 務 課 給食センター所長	鈴木由美君
生涯学習課長	大谷浩貴君
生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐藤浩君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼総合体育館長	古澤晃一君
生涯学習課 図書振興班長兼図書館長	大場雄文君
生涯学習課副参事 兼公民館長	鈴木喜勝君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主 任 主 査	姉崎裕子君
主 事	小幡和弥君

議 事 日 程 （第1日）

令和2年12月9日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第64号 利府町子ども家庭センター条例
- 第 5 議案第65号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 6 議案第66号 利府町行政組織条例
- 第 7 議案第67号 行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 8 議案第68号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第69号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第70号 利府町民バス条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第71号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第72号 令和2年度利府町一般会計補正予算
- 第13 議案第73号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第74号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第75号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第76号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算
- 第17 議案第77号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第18 議案第78号 財産の取得について
- 第19 議案第79号 財産の取得について
- 第20 議案第80号 財産の取得について
- 第21 議案第81号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第82号 町道の路線認定について
- 第23 議案第83号 総合計画の基本構想及び基本計画の策定について
- 第24 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告の件
- 第25 委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

会議規則第2条の規定により、7番 羽川喜富君から欠席届が提出されております。

---

### 日程第1 会議録署名の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、15番 遠藤紀子君、16番 渡辺幹雄君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

### 日程第2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） ではお聞きします。

今回、期末手当が引き下げられたわけですけれども、今回の給与の引下げで平均どのくらい給与が引き下げられているのでしょうか。あと、一番多く引き下げられた人は幾ら、一番低く引き下げられた人は幾らのように、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 安田議員にお答えいたします。

平均の額でございますが、まず初めに、一般職で約1万7,000円ほどとなっております。それから期末手当の性格上、扶養手当、そういったものも加味しまして計算されますので、高い方、低い方それぞれ要件によってありますが、高い方で2万5,000円ぐらい、それから若年層で1万円ぐらいというような幅になってございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君）　今回、専決処分で給与が引き下げられたわけですがけれども、やはりコロナ禍で自分自身の感染リスクを抱えながらも現場の代理店で働く職員の苦労というものに報いるべきではないでしょうか。また、給与の引下げというのは、コロナ禍で頑張っている職員のモチベーションの低下というのを、著しくそのモチベーションが下がってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君）　人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君）　お答えします。

　コロナ禍におけるモチベーションの低下ということでございますが、人事院勧告制度に基づく給与改正につきましては、副町長からの提案理由でも述べておりますとおり、労働基本権が制約されている公務員の代償措置として、民間との給与の均衡を図るための措置ということで人事院勧告がなされております。また、社会の情勢に適応、合わせる原則というものも示されておきまして、民間の支給に準拠するような形を取っているということから、人事院勧告に基づいて給与の改正を行っているものでございまして、御理解のほどお願いしたいと思います。

　以上です。

○議長（吉岡伸二郎君）　ほかに質疑ありませんか。10番　木村範雄君。

○10番（木村範雄君）　今回の提案、読ませていただきました。人事院勧告制度があつての利府町の対応ということで、一部理解はするものですがけれども、今回の人事院勧告で民間との賃金格差というのが一時金で民間が0.04月分上回っている、民間より上回っているという中で、今回なぜ0.05月という民間との格差以上に引き下げるのかというのが第1点。

　もう1点、今回の人事院勧告制度で再任用職員の期末・勤勉手当は該当なしとなったんですがけれども、会計年度任用職員は適用されるということなんですけれども、ちょっと不公平じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君）　人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君）　ただいまの0.05月分の引下げの内容ということですが、議員おっしゃるとおり、民間の支給では4.46月ということになってございます。しかしながら、人事院勧告制度は0.05月単位で減額していくということで、若干の0.01の切捨てというような措置で0.05になっているところでございます。

　それから、会計年度任用職員につきましては、任用形態が様々ございまして、額もそれぞれありますが、一般職に準じて同じく地方公務員としての業務を行っているところでございます。



ので、準拠しているというところで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 人事院勧告制度の勧告文は私も見ました。民間と県の関係なんですけれども、民間給与と県職員の差では112円、県職員のほうが高いよとなっていますけれども、今回のそういう112円というか、その小さい差額分でなく、給与についてはないんですけれども、一時金の分でいくと実質的に公務労働者が601万円で、民間が600万674円、公務労働者より民間が1万6,430円低いんだよということだけれども、今回、今答弁ありましたが、0.04月で単位が違うんだということで0.05で1万8,234円、要は民間労働者も公務員労働者も下がってしまうんだ。その下がってしまうという部分が今度人勧としての公務員賃金が決まれば、生活、文化全てこれ全部、地域の労働者にも影響していくということになると思えば、やはり0.05以下だったら本当は削減しないという立場に立つべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

本町につきましては、再三答弁しておりますとおり、人事院勧告制度にのっとりまして、それに準拠して引上げ、引下げを行っている状況でございます。今回の改正につきましては、民間との格差を是正するために判断されたものと理解しております、これまでも人事院勧告制度に基づきまして給与の改正等行っている状況もございますので、それに倣って今回の改正をしたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

初めに、反対討論、10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 承認第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

人事院総裁談話で「困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対し心からの敬意を表する」と言いながら一時金を削減するなど断じて許されることではありません。そもそもコロナの影響で国民が暮らしへの不安を抱いている下、全ての労働者の賃金引下げを招く暴挙であると言わざるを得ません。その暴挙に利府町が追随してしまえば、町内

の労働者の賃金引下げにつながることであり、消費税増税や新型コロナ危機の下でのマイナス勧告は、地域経済にも大きな影響を及ぼすものと思います。

民間給与との格差を見れば、コロナの影響もある中で、0.04月のマイナスを0.05月に拡大し実施するという事は、地域経済も職員の生活をも低下させ、職員のモチベーションの低下をも招くこととなります。また、期末手当を引き下げるという事は、一時金の生活給与としての性格を薄めるとともに、勤勉手当の割合を多くし、成績主義を強化するもので、認めることはできません。

今回、再任用職員の期末・勤勉手当の改定はありませんでしたが、会計年度任用職員に対しても影響が出る事が想定されています。私たちは、職員の生活を守るとともに、地域の労働者の生活と地域経済を守るためにも、今回の一時金の減額をするべきではありません。

私は、コロナ危機の終息が見通せない下、町民の命と暮らしを守り切る公務公共の役割を發揮し、全ての労働者の賃金、労働条件の改善を行い、誰もが安全安心に暮らせる利府町に向けて努力することを主張し、承認第5号、職員の給与に関する条例の反対討論といたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論、8番 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論させていただきます。

初めに、今回の条例改正は、民間給与との格差是正を求めた人事院勧告に基づき、期末手当について民間の支給割合に見合う分の引上げを実施するものであります。これは、コロナ感染症拡大によるパンデミックの世界的な波及により国内外の経済状況の悪化に際し著しく国内民間企業の期末手当の水準が低下した事由により、あえなく人事院が国家公務員に対して期末手当を民間企業の水準に合わせるよう均衡抑制を図った勧告であります。

当然ながら地方公務員におきましても地方公務員法第24条第3項に「職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とあります。さらには、地方公務員法第25条関連の通知では「期末手当等について国家公務員の基準を超える内容を定めることは国家公務員との均衡原則に反するものであること」と、違法な給与支給を是正するよう定めております。

このように、国家公務員の給与につきましては人事院勧告に従って実施することになっており、また地方公務員におきましても国家公務員に倣って行うこととなっております。人事院勧告はその時々、社会経済情勢全般の動向などを踏まえながら勧告を行っているものであり、現

下の日本の経済情勢からして今回の勧告は最も合理的であり、納得いくものであります。

今、民間では企業の倒産や休・廃業、縮小の嵐の中で、いかに存続を図るかが大命題であります。そして、各自治体住民にとっても、いかにまともでコロナ以前の生活を取り戻すかが模索されているところであります。人間が生きていくための根本的なところまで追い詰められ、苦しめられている人たちが大勢いることを忘れてはなりません。

先日のマスコミの報道では、このコロナ禍で完全失業者が全国で何と215万人まで膨れ上がって、あふれている状況であります。それに反して、失業リスクがほとんど皆無に等しい公務員が、人事院勧告を無視してまで、ましてや地方公務員法にも抵触してまでこの改正に反対する道理は決してあり得ないのであります。民間があつての公務員であることを肝に銘じるべきであります。

以上の理由から、承認第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し賛成するものであります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第64号 利府町子ども家庭センター条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、**議案第64号 利府町子ども家庭センター条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 子ども家庭総合支援センターができることは、子育て世代包括支援センターとともに、産前・産後及びその後の子育てにおいて非常に心強い施設だと思います。

子ども家庭総合支援センター、子ども家庭センターですか、ここの職員はどのような資格を持った方が入られるのかお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

こちらは保健師や保育士といった専門職の配置が考えられます。体制といたしましては、どのような体制が望ましいかを内部で検討しているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ親に寄り添うという施設になると思いますので、そこら辺の充実はぜひお願いしたいと思いますが、条例を見ますと休館日というか、お休みが土曜日、日曜日となっております。それから開館時間が9時から5時までですね。割合に親御さんが相談したいというのは休日が多いのではないかと思います。休日とかあるいは夜間、非常に悩んだ親が電話できる状態とかメールで相談できる状態とか、その辺はどのように考えているでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

休館日などの設定に関しましては、保健福祉センター内に設置、同じところに設置というところで、保健福祉センター条例と合わせたところではございますが、議員おっしゃるように、相談についてはいろいろな時間帯、いろいろな方法で御希望が出てこようかと思えます。電話相談、メール相談など詳細については検討が進んではおりませんが、保護者の方々に寄り添える形をこれから検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 特に子育て世代というのはSNSで全て相談なり自分の叫び声を出さずと思います。ですから、ここら辺をこの新しい施設にはぜひ、若い人が相談する場所、若い人が頼る場所であるということをはっきり打ち出させていただくためにも、SNSの問題というのはきちっと考えていただきたいと思いますが、もう一度、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

現在、県でもSNSの相談を受け付けております。そういったものも参考にしながら、そちらを頼れる部分も出てこようかと思えます。関連する相談が寄せられた場合は担当課に連絡も入ってきてございますので、今ある資源を皆様にお知らせするという含め、これから子どもが町としてできることもどんどん検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、一つの機能である子ども家庭総合支援拠点機能なんですけれども、こちらは国の児童虐待対策体制総合強化プランの中で令和4年度までに設置するという通達がある中での設置になってくるかなと思うんですけれども、そういう中でも1年も早く設置できていることに高く評価したいと思います。町の児童虐待防止に対する姿勢の表れではないかなと思っております。

そういう中で、今回は子育て包括支援センターの機能とも一緒に一体となって運用となるということでございますが、その一体となることによりまして見込まれる効果をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

まず子育て世代包括支援センター、御存じのように妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するものということで、妊娠、出産、育児に関わる相談に応じる中で、必要な情報提供、助言、保健指導などを行っております。

一方で、子ども家庭総合支援拠点というものは、虐待ですとか養育力不足などのリスクが高いケースに対して関係機関との連絡調整を行って、地域の資源やサービスなどをつなぐ支援を進めていくものでございます。

子育て世代包括支援センターは、リスクの有無にかかわらず予防的な視点を中心として、全ての妊産婦、乳幼児などを対象としております。その中で、より専門的な支援を必要とする対象者について、子ども家庭総合支援拠点へ引き継いでいくというのが一つの形になるかと思っております。虐待の関連なども拠点の業務に回ってくるんですけども、今、この2つの業務というのが保健福祉課健康づくり班と子ども支援課子ども未来班の2課に分かれております。それが1つに合わさることで、より最適に、そして機能が強化されるものと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） より効果があるということで、期待したいと思っております。

それで、ほかの自治体の条例を見ますと、総合拠点の設置運営要綱にも載っているとおり、子育てのほかに教育、医療も全てが連携するよという形になっている中で、今回町の条例は子育て支援のための拠点となっておりまして、教育という部分には触れておりませんでした。連携のほうを、今回は行政改革の中で、場所が今度は子ども支援課と教育委員会が隣同士だったのが逆に離れてしまうという部分もあります。その部分、しっかりと対応していかなければいけないと思っておりますが、この辺どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

おっしゃるように、場所が変わることで、片方とは一体的に進めることができますが、一方で教育委員会との物理的な距離は離れてしまうこととなります。これまでも保健福祉課と子ども支援課は離れていても連携を取れるように努力しておったところでございますので、今度は反対に物理的に離れてしまったとしても教育委員会と連携が取れるよう十分に努めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） さらに連携強化していただきたいと思います。

こちら、子ども家庭センターという名前なんですけれども、先進自治体では愛称的な部分で募集して運営しているところもあります。今回、文化交流センターもリフノスと決まりましたけれども、子供さんたち楽しく集まる場所としてもしていただきたいと思いますという部分では愛称も募集してはと思うんですけれども、その考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

確かに子ども家庭センターという堅い名前では利用者の方もなかなか呼びにくいというところもございます。愛称の必要性についてはお話が上がってきたところでもございますので、こちらは検討を進めていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第64号 利府町子ども家庭センター条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第65号 利府町町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、**議案第65号 利府町町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 選挙運動の公費負担に関する条例で、今度から公費で負担していただけるということで、しっかり見させていただきました。

その中で、一括総額の部分とそれから個別の部分の契約した部分を積算いたしましたら結構差がありました。こちらは何か指針があってというか、こういう決まりがあつてのことだと思いますが、改めて確認させていただきます。

そして、供託金が明示されていないんですけれども、こちらもどのようになっているかお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願ひます。選挙管理委員会事務局次長。

○総務課総務法令班長兼選挙管理委員会事務局次長兼総務班長（千田耕也君） 2番 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

まず選挙運動用自動車の使用の部分だと思いますけれども、こちらは公職選挙法施行令で定める衆議院の小選挙区の選出議員または参議院議員の選挙における公費負担の上限金額に合わせておりますので、そちらを基準として算出しております。

次に、供託金につきましては、議員につきましては15万円ということでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） よく分かりました。

私は、去年、選挙に出るときに、本当に説明会にも出ないで選挙に出たんですけれども、今度からはこういうふうな公費負担にさせていただけるということで、きちっとこういう状態で選挙カーとかを全部契約した状態の、きちっと契約した上での多分告示だと思うんですが、私が書類を取りに行ったときは23番目でした。結構すごいなと、利府町はこんなに出られるんだなと思いましたが、実際蓋を開けたら19人だったということなんです、このようにしたことによって、きちっと、冷やかしてはないんですが、出る人が確定するのにすごくそういう方向になったのかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

ただいま議員がおっしゃったとおり、今回の選挙の公費負担につきましては、選挙に立候補する上でのきちんとした準備等していただく必要が出てくる、また公費負担に伴いまして立候補に当たりましては供託金が発生するというので、こちらについては真に選挙を争う意思の



ない候補者の乱立とか売名目的のための立候補を防止するという趣旨も入っておりますので、そういう点で真に立候補したいという候補者が選挙によって競い合うというか、そういう環境を作るという制度と理解しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第65号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第66号 利府町行政組織条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、**議案第66号 利府町行政組織条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 非常に行政組織が、町民のためを思っている組織改革だと思いますけれども、保健福祉部は地域福祉課、子ども支援課、健康推進課と3つありますけれども、全て保健福祉センター内に置かれるのかをまず確認をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 遠藤議員にお答えいたします。

議案の2枚目についている組織図案を御覧いただきたいんですが、黄色く着色している部分につきまして保健福祉センターに入る予定で今検討を進めているところがございます。それ以外の保健福祉部につきましては本庁舎内に配置する予定で進めているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 要は地域福祉課というのが庁舎内に入るとというのが、これは私も一般質問でしたこともございますけれども、亡くなった方の手続等々福祉センターと両方行かなければならなくて大変ということの解消、ワンストップサービスの一步ができるのかなと思いますけれども、そういったことも加味してこれはそういったワンストップサービスに結びつくような組織になると考えてよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 遠藤議員にお答えいたします。

遠藤議員のおっしゃっているお悔やみコーナーのようなワンストップにつきましても、現在内部で協議を重ねて、できる限り実現に向けて努力しているところでございます。今回の組織につきましては、ワンストップサービスの強化ということで、住民サービスがさらに向上するようという観点から実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号 利府町行政組織条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第67号 行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、**議案第67号 行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、別表第2の第4条関係について質問いたします。

書きぶりの話ですけれども、新しい級は7級まで、古いのは6級までということは皆さんこれにお示ししてあるとおりでございますけれども、中身の職務について、特に新設される7級の書きぶりですね、これ古いときは会計管理者、課（室・局長または理事の職務）ということで職務が明記してありますけれども、新しい部分については7級の部長または会計管理者の職務もしくは云々かんぬんということで書いてあるんですが、まず1つ目に、会計管理者についてはそのまま移行してありますけれども、室長、局長についてはこの部分は恐らく7級に入ると思うんですが、ここの書きぶりで「職務もしくは職務の複雑困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務」と、かなり難しい表現になっているんですけれども、この辺のいきさつというか、なぜこのような表現にしたのか、室長、局長、会計管理者についてはそのまま移行しちゃうと、7級になっても。室長、局長が多分この今言った非常に表現の難しい、解釈の難しいところに入ってくると思うんですが、この辺の書きぶりについてはどのような趣旨で書いたのかお教え願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

こちらの表でございますが、まず6級の課長の職務または云々かんぬんでございますが、こちら規則で詳しく定めると、同程度というものはどういったものかということで検討しているところでございます。具体的には、課長級と呼ばれるものにつきましては、室長、局長、そういった方々になりますが、6級で予定を、規則で定める予定としてございます。

それから、7級の会計管理者の職務でございますが、会計管理者につきましては地方自治法で出納長としての審査業務であったりそういった特別の業務を町長部局とは別にと定められているものでございますので、他の自治体の均衡等も考えまして7級の会計管理者というような形で設定したところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 根拠についてはよく分かりましたけれども、要するに、執務をする人ではなくて、一般の人が見て理解できる、分かりやすくするための表現というのはとても大事なことだと思います。今、表現のとおり、室長と局長については云々かんぬんと困難及び長い文章にありますけれども、やはりこれは一般の人が見るとどうも理解しづらいと。室長、局長と

今までの表現であれば完全に課長イコール室長、局長というのが分かります。こちらで見ると会計管理者はそのまま移行しているので今のことで分かりますけれども、じゃ室長と局長はなぜこのような表現に記述されたのかということが、要するにこれ見て浮き彫りにならないんですね。それとさっきの、今までは理事というのがありましたけれども、たしか理事は今回で廃止になるとお聞きしましたけれども、そこがどうなったのかについてもここに入るんじゃないかということもこの文章から類推されるわけですよ、新旧比較した場合ですね。だから、今までどおりに6級から7級にただけというちょっときつい表現ですけれども、6級から7級に移行しただけなんで、室長、局長もそのまま部長に当てれば問題なく、さっと理解できると思うんですけども、この辺についてはいかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 再質問にお答えいたします。

室長と局長につきまして、ここに記載していない理由ということでございますが、教育委員会であれば教育委員会の組織、規則、選挙管理委員会であれば選挙管理委員会の事務局、それから議会事務局であれば議長ということで、権限が町長部局以外に分かれております。ですので、ここの別表に具体的に室長、局長と書かなかったということは、他の規則で定めるという予定のことから記載していないものでございますので、御理解願います。

続きまして、理事、参事職、そういったものの扱的なものにつきましては、現段階でまだ検討しているところがございます、確定していないところがありましたので、こちらで同程度の業務内容、複雑な職務ということ想定している規則に委任して、そちらで定めるというようなことでこのような書き方になっているところがございます。

それから最後に、横にスライドするべきではないかという意味合いだと思いますが、やはり7級制というものが、部制を敷くに当たりまして、議案第66号の組織図のとおり、やはり大きな権限を持って業務を行うというようなことから、1つ上の7級の部長ということになりますので、横にスライドするのではなく、上に引き上げたというような意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の班長の説明はよく理解できるんですけども、要するに、さっきもちょっと私冒頭に申し上げましたけれども、一般の人も見てもすぐ理解できる、言い回しによって、どういう人が入るんだろうと。かなり難しい表現を使っているんで、要するにシンプルに

したほうがいいんじゃないかという趣旨のことです。ぜひ検討していただきたいと思います。そういう業務によっていろいろな見方があるということで、それぞれ教育委員会も含めてそれぞれの局長クラスについてもその職務に応じてあるんだということで、その話は理解できましたけれども、一般の目を見た場合に、ぱっと見て6級から7級とその地位の向上については理解できますけれども、今までみたいに課の部分で局長も当てはまるんですよ。部に上げたら何で局長が当てはまらないのかなと普通に思うんですよね。部になればそのまま、私の言ったスライドというのはそういう意味ですよ。今まで課長は局長と同じ扱い、部はなぜそこを外したのかというのを単純に疑問に思うわけです。だから、その辺について検討したらどうかなと思うんですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

今回の組織改正につきましては、事前に資料を添付して全員協議会でも説明しておりますけれども、行政組織機構図の中で今回条例に規定する部分につきまして、部ということで、部につきましては組織図の中の総務部以下教育部までの9つの部、それが給料表で言うと7級に、7級を追加する、7級相当になります。従来の6級の部分につきましては、総務課以下の課、室、局がそのままの6級ということになりますので、その6級の部分につきましては今後組織規則の中で明記をしていくということで、今回につきましては条例の中では部の位置づけをしていると、それに伴う給料表に7級を追加しているということでございます。

これまでありました全て、本町につきましてはこれまで課・班制をとっておりましたので、課が一番上位ということで、課長、室長、局長は全て同列の6級で位置づけておりましたが、今回部ができることによって、先ほど申しあげました9つの部の部長が7級になるということになりますので、この趣旨からすると議会等含めての局長については従来どおり6級、課長職という位置づけになります。こちらにつきましては、本町の組織の運営上の問題として、管理職ということで、管理職のくくりの中で、やはり職員を管理するという機能も持ちますので、そうすると管理する職員の数であったりとかそういう組織の作り方の問題で部のくくりの中で課を入れているということもあって、単独の事務局等については課長職の6級のままと位置づけをしているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第67号 行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第68号 利府町町税条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、**議案第68号 利府町町税条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第68号 利府町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第69号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第69号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第69号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第70号 利府町民バス条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第70号 利府町民バス条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 一般質問でもいろいろと町民バスについても質問させていただきましたけれども、改めまして、この条例が施行されるのがもちろん文化交流センターの開館に合わせての7月からの話でございます。

この再編案の中に、私の一般質問の中でも資料にさせていただきましたけれども、住民に向けた説明会の中で、フリー区間は廃止するということがうたわれておりましたけれども、この再編案の中ではフリー区間が出ております。これはどのようになっているのか御説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

住民説明会におきましては検討段階の中での説明でした。フリー区間については、バス停から離れている方々にとっては便利な部分がありますが、一方で夜の暗い時間ですとか道路幅員が狭いところについては交通安全上危険ということもありましたので、当初はフリー区間というものを廃止しまして、別なバス待ちエリアというもの、バス停まではいかないですけれども、そういったエリア的な部分を設けるということで検討しておりましたが、そちらについても警察との協議とかまではいきませんでしたけれども、バス停と同じような部分での位置づけになってしまうところもありましたので、そういったバス待ちエリアの設定というものは今回は見送りまして、従前どおりフリー区間を残したままで今のところは考えているところです。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） このフリー区間ですが、神谷沢とか菅谷の方たちは非常に自分の家のそばに止まれるので便利であるとは思いますが、やはり余り時刻表を正確に計れないという欠点もありますし、フリー区間で乗り降りする時間というのが結構ロスがあるなど、私も時々使うものですから考えておりました。やはりもう一度検討する必要があると思えますし、結構菅谷の辺りでも降りるのに危ない場所もございます。そういった面でも私はこのフリー区間というのは余り賛成できないなと思っております。やはり時刻表どおり、例えば岩切の仙台行きの電車に間に合わなかったとかいう声も多く聞こえているようでございます。この時刻表を作るに当たってもやはりこのフリー区間というのが結構ネックになっているのではないかと思います。その時間的なものをどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

フリー区間については、バス停ではないもんですから、毎回同じところから乗るというわけではないので、ダイヤ的には、道路状況にもよりますが、それほど影響はないのかなとは考えております。しかしながら、町としても本来的に言いますとフリー区間は将来的には廃止の方向で調整していきたいと考えております。今回の改正の段階で廃止まで持っていけるかどうかというのはちょっと今のところ明確なお答えはできませんけれども、将来的にはフリー区間というものは廃止をして、実際のバス停での定時運行を確保していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。



○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ、菅谷の細い道など、雪降ったときなんかはそれこそ大変なんですね。ですから、高齢者の安全を考えたときに、安全とそれと時刻表が正確に読めないという欠点を考えて、ぜひこれはできれば私は廃止していただきたいという考えであります。

これから7月に向けて時刻表も作られるわけですがけれども、ぜひ、前々から訴えておりますように、バスを利用している人をぜひ、公共交通会議ですか、たくさんの業者とか関係者が集まった交通会議が開かれるようですが、ぜひ利用者の声というものが入りますような、そういった公共交通会議、時刻表を決めるに当たっては会議が開かれると思いますので、その辺を私は希望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

公共交通会議のメンバーについてですが、いろいろな国の役職の方、県の方、警察関係、タクシー関係、運輸関係、バス事業者のバス協会ですとか、そういった方々で構成しています。それに合わせまして町民代表ということで今は3名の委員の方が委員として出席させていただいております。もちろんバス利用者の方もその中にはいらっしゃいますので、公共交通会議、11月に一度開催しておりますが、今後また年明けの2月頃に町民バスの今回提案している案のところ確定するということで、ダイヤ、便数等も含めて提示していきたいと思いますので、その中で御説明していきたいと思います。

また、併せて、住民の皆様には、住民意見交換会ではなくて説明会になってしまいますけれども、説明会ということで町民バスの再編の最終的な計画的な部分を説明していきたいと思っております。あとは広報紙、ホームページ等でも周知は徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号 利府町民バス条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第71号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第71号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 確認をさせていただきます。

利府町は子供医療費の無償化というのがいち早く打ち出されて、県内でもトップクラスの子供、子育てに重点を置いた町として評価されてきておりますけれども、ここら辺で、医療費の無償化、いろいろ変遷がございました、無償になったり500円、ワンコインになったりと。町民の人たちも非常にその辺は、今回は完全に無償になるわけですからそこら辺の理解は皆さん喜んでいただけたと思います。

改めてお伺いしたいのは、薬剤関係も負担なし、全額無償ということで、これはあくまでも保険適用の場合のみというところによろしいでしょうか、1つだけ確認させてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保険年金班長。

○町民課保険年金班長（堀越伸二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、保険医療適用の薬剤だけということになりますので、薬局とかで売っている俗に言う売薬、そういったものは該当ならないということになりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 病院からあれでも保険適用外の高価な薬とかもあるはずですので、その辺も全く無償ですということではないと思うんですね。例えば歯医者さんの治療なんかでも保険適用外とか高級な薬剤もたしか病院でもあると思います。こういった面でも住民の方の誤解

がないように、きちんと説明をしていただきたいと思いますので、その辺の広報をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保険年金班長。

○町民課保険年金班長（堀越伸二君） 診療におきまして、議員おっしゃるとおり、保険診療外、俗に言う混合診療というものですかね、そういったものもございます。ただ、今回こちらの適用になる部分につきましてはあくまでも保険適用部分ということになりますので、議員おっしゃるとおり誤解を招かないように、調剤薬局等を通じまして周知をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第72号 令和2年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、**議案第72号 令和2年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合は一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、3点お願いいたします。

まず22ページ、東京オリンピック推進費なんですけれども、今回、利府駅構内四面柱装飾看板の設置業務委託料ということなんですけれども、今ある看板に恐らく新しく意匠したシートを貼るといふ形の作業だと思うんですけれども、その作業が必要な理由、設置理由と、あと金額的に、これ四面となっているんですけれども、あそこは三面だったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の金額的な24万6,000円の裏づけ的なものの説明をお願いいたします。

それと、同じく22ページ、新型コロナウイルスの18節、高校生就活対策事業で1人当たり大体10万円ということなんですけれども、10万円で金額が80万円ですから8人対象だと思いますけれども、この8人という数字の出し方で何かあったのかなと思いますので、その辺の説明をお願いいたします。

それと、24ページ、4目復興推進費で、要するに評価業務委託料が1,642万円減額になっております。たしかこれ、評価事業が自前でできるとかっていう話を伺ったと思うんですけれども、その辺の内容をもう一度御説明をお願いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 第1点目、オリンピック推進班長。

○オリンピック推進室オリンピック推進班長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室給付班長（千葉友弥君） それでは1点目の四面柱の件についてお答えさせていただきます。

まず24万円何がしの金額の詳細をということなんですけれども、こちらは見積り合わせ、入札案件になってございますので、詳細については細かくはお伝えできないんですけれども、その前に、設置場所なんですけれども、議員おっしゃる三面柱というのは恐らくtsumikiの前の外の三面柱を御想像されていると思うんですけれども、四面柱だと駅構内の柱に設置する予定であります。現在ですと駅の改札から駅前広場に出るところに1つ、あれは馬の背であったりですとかグランディの写真が貼ってある四面柱があるんですけれども、それからコミュニティセンターのほうにちょっと動くともう1本、四面柱があるんです。そちらはあのように装飾されておらず、全く柱のままです。そちらも併せて装飾したいということで、今回このような補正を計上させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2つ目、政策班長。

○秘書政策室政策班長（福島 俊君） お答えいたします。

高校生就活対策事業80万円でございますが、こちらは塩釜地区広域行政連絡協議会の事業となっております。若者の定住の促進と塩釜地区圏域内の振興発展を目的としておりまして、対象者が2市3町で104名、このうち本町につきましては24名が恐らく対象となるのではないかとということで、そのうちの3分の1ということで今回80万円を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3つ目が都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（戸枝潤也君） お答えします。

24ページの復興交付金事業計画実績評価業務委託の減額についてでございますが、今年6月に実績評価の手続だったり様式が示されまして、内容を確認した結果、費用対効果、B/Cというんですが、そちらの計算までは必要ないというようなことでしたので、担当職員で実績評価を行うことが可能ということで今回減額するものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、看板の件、失礼しました。ちょっと予測していいかなと思ったんですけども、今ある、今でも外のやつは、外の看板は2020年という形になっていますよね。恐らく予告の要するにサイン、看板と、あと実際にオリンピックになった、寸前のときになった段階で何かまた意匠替えが必要になってくるのかなと思ったんですよ。その段階で、要するに意匠替えが必要になったとしても、今回12月の補正に入っていたので、12月の補正ではちょっと早くないかなとか、来年度の内容でも間に合うんじゃないかなと思ったので質問させてもらいました。内容は理解しました。

それと、さっきの80万円、高校生1人10万円で、3分の1で一応出しているということも理解いたしました。

それと、先ほどの内容は、そこまで精査しないと、でもいいということで、実際の委託業務をしなくても済んだということで、1,642万円ですか、これだけ見積もったのが必要なくなったということも理解しました。本当は、自前でできるという話を聞いたので、委託業務を自前でできて、予算規模なんだけれども1,600万円も支出を抑えたということで、大いに称賛しようかなと思ったんですけども、今の話を聞くとちょっと内容がね、必要なくなったということで、そういう結果でした。ただ、やはり委託業務ですね、ある程度自前でできるものがあるのであれば、その辺はしっかり精査して、経費の縮減を目指してもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁要らないですね。ほかに質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、3点お伺いいたします。

まず1点目、21ページお願いします。

2款1項5目財政管理費24節積立金でふるさと応援寄附金予算積立金、クラウドファンディングということで500万円計上されておりました。この目的をお伺いいたします。何のためにお金を集めるのかという部分をお願いいたします。

それから、2点目、28ページお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費4目母子衛生費14節工事請負費55万円、子育て包括支援センター改修工事となっております。こちら6月の補正でも同じように改修するために工事費が計上されておまして、そろそろスタートするのかなと思っておりましてまた上がっていたところ、この部分の説明をお願いいたします。

それから、3点目、30ページお願いします。

7款商工費1項2目観光費12節委託料、公式キャラクター商標登録業務委託ということで38万9,000円計上されております。こちらは公式キャラクター「リーフちゃん」でよろしかったのでしょうか。今回商標登録をすることになった経緯をお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 鈴木議員にお答えいたします。

21ページ、ふるさと応援寄附金の積立金500万円であります。歳入にもありますように、文化交流センターが住民の皆様が利用しやすい施設となるように寄附金を募集するものであります。その集まった寄附金はランドピアノなどや備品購入費に充当する予算計上になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康づくり班長。

○保健福祉課健康づくり班長（守山明子君） 2つ目の御質問にお答えいたします。

4款1項1目14節工事請負費55万円についてでございますが、議員御指摘のとおり、子育て世代包括支援センターの改修費につきましては、今年6月に94万2,000円を計上しまして、保健福祉センターの日常動作訓練室の床の張り替え工事と窓際のカーテンの設置工事を9月に完了しておりました。準備を進めていたところだったんですけれども、工事終了後に天井に設置してありますエアコンから漏水がありまして、天井に漏れ出してしまったために、機器及び配管

の修繕を行うための今回の補正となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、商工観光班長。

○産業振興課商工観光班長（門田唯志君） 3点目の質問にお答えいたします。

公式じゃなくて認定に至った経緯なんですけれども、こちらリーフちゃんで間違いはないんですけれども、こちら現在リーフちゃんは観光協会で作成して、使用権利を観光協会が有するキャラクターとなっております、町では公的な使用、広報であったりいろいろな観光パンフレット、そういったものの活用であったり観光PRなどに活用が今限られている状態になっております。

そのリーフちゃんをさらに活躍の場を拡大、例えばお菓子や商品、いろいろな商品、企業の商品のパッケージにリーフちゃんをつけて販売してもらうなど、いろいろな企業様、いろいろな団体様に広く使ってもらうことによってリーフちゃんを宣伝していただく、それが利府町を知っていただくことにつながるといった具合に、ちょっとオリンピックに向けた効果的なイメージセールスになるものと考えて今回このような経緯になってございます。そのためには、自由にいろいろ活字を変えたりとか適当な使用をされるということがないように、価値を守る、ある程度管理していく必要があるということで、今回リーフちゃんを町の公式キャラクターとして認定して商標登録を行うこととさせていただく予定としております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目のクラウドファンディングでございますが、こちら町民の皆様にも募集をしているところで、ガバメントクラウドファンディングでも募集していくと思っているんですけれども、こちら期間的にはいつからいつまでの予定でしているものなのか、また新たにふるさと納税でやるんですけれども、別な方法でもPRをする予定でいるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、子育て世代包括支援センターの工事をしてみたら別なところからまた補修のところが見つかってしまったということで、そうすると本当はもっと早く開けるところ、使えるようになっていたところが、いつから使えるようになるのか、その部分お伺いしたいと思います。

それから、リーフちゃんでございますが、今後商品的なものも作るために使っていきたい、オリンピックにも活用したいということでございましたが、区分的なものが大分たくさんあるところではあります、どの程度の区分で登録を考えているのか、また名前とキャラクターと

一緒に登録する方法と別々に登録する方法とあるようなんですけれども、この辺はどのように考えているのかお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えいたします。

募集期間につきましては、12月4日から令和3年2月1日までとなっております。

周知の方法なんですけれども、先月の広報紙に載せさせていただきまして、各班の回覧としてもチラシを配布させてもらっています。あとはホームページ、フェイスブック等にも載せてありますので、御覧いただければありがたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康づくり班長。

○保健福祉課健康づくり班長（守山明子君） お答えいたします。

新しいお部屋での事業の開始時期なんですけれども、今回の工事につきましては大体10日後の工事期間を見込んでおります。工事終了後に備品の設置ですとかお部屋の装飾等様々な準備がありますので、3月までには部屋の準備を完了しまして、4月の子ども家庭センターの設置時期に合わせて事業を開始したいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光班長。

○産業振興課商工観光班長（門田唯志君） 商標登録の方法についてでございますが、現在考えておりますのが、議員おっしゃるとおり250ぐらいの細かい区分があつて、全てを網羅するという事はなかなか難しいということもございますので、町といたしましては区分を今2つ考えております。観光旅行の案内とイベント興行の実施、キャラクターに関する画像の提供という2区分で一応想定をしております。あとは、こちらからいろいろ商品、使いたいといった要望等ありましたらその都度区分の拡張等は検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、クラウドファンディングなんですけれども、今回500万円として設定してあるところではありますが、それが超えたときもそのまま文化交流センターで使用する予定でいるのか、その部分をお伺いします。

それから、先ほどのキャラクター登録ですけれども、2区分だけの登録ということで、そうすると、さっきお菓子とかという話とかもあつたと思うんですけれども、そういう部分だとまた別な区分になってくるのかなと思うんですけれども、その区分を増やすことによってある程度金額的なものも増えるかと思うんですけれども、その辺もう少し、お菓子も検討するのであ



れば区分をもう少し検討してみたらと思うんですけども、その辺の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えいたします。

予算計上の500万円を超えた場合なんですけれども、それについてもそのまま文化交流センターの事業に充てさせてもらおうと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光班長。

○産業振興課商工観光班長（門田唯志君） お答えします。

現在、どのような商品をこれから登録していくかというのはまだ確定してない状況でございますので、まずは商標登録ということで2つ登録する予定なんですけれども、登録することによってある程度、商品に限らず、例えば同じようなリーフちゃんが何かどこかで使われてしまったとかといった場合には、商標登録をしていることによってある程度肖像権、肖像権というのは最初からついてくるものなんですけれども、商標登録をすることによってある程度、例えばこちらでやめてほしいといった場合には商標登録をしているということである程度抑止することも可能になりますので、まずはそういった部分で、まずはその防止ということで商標登録2区分考えて、あと検討していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。関連、遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今の21ページのクラウドファンディング500万円ということがありました。9月議会の議案第59号でピアノの件が出ましたけれども、このときには全くこういった寄附とかクラウドファンディングという話がなかったものですから、実は町民からも、寄附金というのが広報に出まして、昨日も電話が入りました。こんなに財政が大変なのかという話もありましたし、ピアノが1,200万円、備品も含めてですけれども1,200万円というのが高いのではないかと、そして今の十符の里プラザ3階にありますグランドピアノ、あれを使えばいいのにと、小ホールですので、音楽ホールではない小ホールに1,000万円以上のピアノというのはちょっと考えられないという話でした。これも、ピアノもある程度、中を全部取り替えていただいて使うという、ヤマハの話ですと500万円から600万円でオーバーホールすることができるという話でしたし、これはヤマハからの返答だったんですが。町民から3,000円ずつ寄附を募集するような、「利府の財政は大丈夫なの」というお電話を昨日いただきました。ですから、このピア

ノということに関してもう一度当局は考え直す必要があるのではないかと思いますけれども、これについて、ちょっと大きな問題ですので、副町長からいただけますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

今回、文化交流センターのふるさと納税ということでさせていただいておりますけれども、これについてはあくまでも、もちろん寄附ではありますけれども、町民の皆さんの機運醸成というのも一つ目的の中にあります。それから、こちらの会員になっていただきたいという部分もありますので、ぜひ、3,000円という寄附にはなりますけれども、それを契機に文化交流センターを利用していただいて、会員になっていただくという部分もございますので、ぜひその辺は理解していただきたいと。

それから、ピアノの件でございますけれども、もちろんこちらのピアノについては9月定例会で議会にもお認めいただきまして、こちらは既に発注が済んでいるわけでございますけれども、もちろんかなり高額だということも我々もすごく認識はしているところですが、やはり文化交流センターの目玉になる音楽ホールでございますので、そういう高いレベルのピアノのコンサートとかそういうものもぜひ予定したいなと思っておりましたので、今回新しいピアノを買わせていただいたという状況です。

それから、公民館の3階にあるピアノについても、どういう形で利用させていただくか分かりませんが、まだまだ使えると思っておりますので、サブのピアノとかそういう形で利用はさせていただきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川議員、何点質問ありますか。関連、及川智善君。

○13番（及川智善君） 今、副町長から答弁ありましたけれども、議決で終わっています。だからグランドピアノ自体についてはここで議論するつもりはないですけれども、そのグランドピアノの入札において、なぜ財源である部分に前回触れなかったのか、最初からクラウドファンディングを予定していますと。入札に関わる財源というのはとても大事な事項なので、なぜそのとき説明しなくて、今回クラウドファンディングと急に、さっき遠藤議員からもありましたけれども、急に募集するようになったいきさつ、その考え方についてお尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

9月定例会においてグランドピアノの財源は既に確保してあります。今回それに基づいて発

注も既にかけております。今回のクラウドファンディングの実施についてなんですが、全額をピアノに充当するというものではございません。担当の説明があったように、これから整備する備品等々にも充当していくという形でございます。

行政が行う業務については、やはり財源確保が前提でございますので、財源は確保した上で、予算化した上で、今回ふるさと応援寄附金、クラウドファンディングによって、町民の参加意欲、町民の機運醸成というのを踏まえてクラウドファンディングを実施させていただいて、それを現在ある予算に充当していく、組替えのほうに使用させていただきたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 28ページの衛生費、6目環境衛生費、工事請負費ということで、被災家屋解体工事、これについて伺います。何件解体なのかと、解体工事を行うに当たっての何か基準等があるのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

今回計上させていただいております616万円の被災家屋解体工事費につきましては、台風19号の大雨による浸水被害によりまして全壊判定となりました道珍坊温泉様の解体となっております。財源につきましては、歳入に計上しておりますが、災害等廃棄物処理事業費補助金の内示を受けておりますので、こちらの財源を2分の1、あとは町の財源2分の1ということで考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 2点質問いたします。

1点目、補正予算の補足説明資料の部分なんですけれども、26項目の陸閘水門の自家用電気工作物なんですけれども、これ20万3,000円というとても小額な限度額なんですけれども、内容が技術基準に適合させた維持管理業務を委託するためにあらかじめ債務負担をするということなんです。この金額、非常に少ないんですけれども、ここの項目と照らし合わせてどういう事業なのか、20万3,000円は何のための設定金額なのか説明をお願いします。

それから2点目、32ページの学校教育費の工事請負費1,200万円、スクールバスの転回場の停留所整備工事なんですけれども、財務課長の説明によりますと令和3年度から使用できないということで利府小前に新たに造るんだということなんです。この作業場所と工事期間、そ

れから工事期間のうちに、工事している間についてはどこの場所を利用するのかということで質問いたしますので、答弁をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（高橋活博君） 御質問にお答えします。

陸閘水門の監視システムの管理業務委託の債務負担でございますけれども、こちらについては浜田須賀地区内におけます機器関係の点検業務関係になってございます。失礼しました、こちらの電気工作物の管理業務ですけれども、こちらについては電気保安点検等に係る債務負担行為でございます。電気保安協会と契約する予定でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） 御質問にお答えいたします。

まず場所でございますが、利府中前の今砂利になっている部分、保護者の方が送迎とかで使っている部分なんです、その3分の1程度を舗装しまして、転回場にしようと考えております。

また、工事期間なんです、ここで議決いただければ入札を経まして、今年度中、1月から3月の間、約3か月間で工事を終えようと思っております。なので、令和3年度の4月1日から使えるように整備したいと考えております。

3点目の工事期間中どこを使うのかということでございますが、令和3年3月31日、今年度中は今の城前の部分は使えますので、今年度中はそこを使って、新年度から新しいところを使うということになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 陸閘水門の件なんですけれども、さっき電気保安協会との契約によるものと。この説明を見ますと経産省で定める技術基準に適合させたということなんですけれども、相手方もおおむね電気保安協会ですから公的機関に等しいと思うんです。であれば経産省からの適合基準というのはあらかじめ承知できたと思うんですが、20万3,000円がぼっとここで計画よりはみ出たということは、何か打合せが悪かったのか、どういう状態でこの金額が債務負担行為に設定されたのか、もう一度お尋ねいたします。

それから、バスの回転前については現在のところが継続して使えるということで確認いたしました。工事期間は3月31日までということなんですけれども、工事期間についての延長というのは、要するに繰越しになると思うんですけれども、そこはきちっとやっていただきたいと

思うんですが、その点について再度確認しておきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

先ほどの債務負担行為の20万3,000円でございますが、自家用発電機、こういったものの点検を東北電気保安協会と契約するもので、令和3年4月1日から1年間、その部分を実施するために今回の補正で債務負担行為を設定させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） 再質問にお答えいたします。

工事に関しましては、3か月あれば十分に工事が終わられると考えておりますので、繰越しはないものと現時点では考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 1点だけお願いいたします。

債務負担行為なんですけれども、6ページのシルバーパスについてお伺いいたします。

これは、今まで100円チケット、70歳以上ですか、160円になるということで、70歳以上の方は非常にいつもバスを利用される方には喜ばれると思いますけれども、要は枚数からいきますと120枚、一月10枚ということで、要は5日間分なんです。100円チケットでも非常に皆さん喜んで、私、バスに乗ると私が感謝の言葉をいただくくらいなんですけれども、利用される方にとっては非常に少ないというお声が聞こえております。この160円にするのではなく、100円の枚数をもう少し増やすような検討はなされなかったのか、5日間分で到底お医者さんに通ったりするの足りないのよねという話も聞きます。この辺の検討はなされなかったのかを1点お伺いします。

チケットはたしか福祉センターでも配付されたと思いますが、高齢者のことを考えて、配付場所、役場のみならず、あるいは私は期間を決めて集会所などでやってくださるとありがたいなと思いましたがけれども、配付場所をどう考えるのかお願いいたします。

それともう1点、すいません、チケットなんです、要は薄いチケットなものですから、バスに乗るときにまずはその番号のチケットを取ってお金を払って、高齢者が非常に大変という声も聞かれます。運転手さんから、しわにして怒られてしまったケースもあります。そういった面でちょっとチケットも見直す必要があるのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

今回のシルバーパス事業につきましては、全員協議会でも御説明させていただいておりますが、現在の100円チケットサービスの拡充ということで100円から160円、この160円につきましては、民間路線バス、ミヤコーバスの初乗り運賃ということで設定させていただきましたので、100円の枚数を増やす、一月当たり10枚の120枚を増やすことではなくて、100円を160円にするということで対応させていただきたいということで今回企画提案させていただいているところであります。

100円バスチケットサービスの申請窓口については、3月の中旬から受け付けを、募集を開始する形になりますが、昨年同様、保健福祉センターでは1週間、臨時窓口を設置して申請の受け付けをしていきたいと考えております。役場では3月中旬以降は随時受け付けをしているような状況でございますので、幸い、生活安全課は今回1階になりましたので、昨年は政策課で担当しておりまして、高齢者の方々、2階に上がっていただくのはちょっと大変だったと思うんですけども、今回、生活安全課1階の窓口で対応できますので、高齢者の方々、申請者の方々の負担は軽減されるのかなと思っております。

今のところ、各集会所ですとかそういったところでの申請の受け付けというのは今のところは予定していないような状況です。

最後に、紙質の部分については、なかなか、I C化とかというのを今新聞とかでもいろいろ掲載されておりますが、I C化をするためにはかなり多額の経費がかかってしまうものですから、なかなか管理ができないという部分もございますので、今後も紙のまま実施していきたいと思いますが、その紙質の部分につきましては予算的な部分もあるとは思いますが、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ、160円、初乗り運賃ということで、大分お医者様にかかる方は無料で、5日間無料で通えるのかなということがございますし、どうぞ、何年かたってもこの事業を知らなかったという高齢者もいらっしゃいますので、広報紙だけではなかなか伝わらないのかなと思っておりますし、もちろんホームページなんかは高齢者の方はなさいませんし、高齢者だけの世帯が増えてきました。この辺の広報をしっかりと知らせていただきたいと思っておりますし、喜ばれる事業ですので、高齢者に向けてあらゆる機会を使って、町内会なり老人会なりを使っていただきたいと、特に老人会なんかは効果があるのかなと思っておりますが、そのPR方法をお尋ね

いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

こちらのサービスの周知につきましては、広報紙、ホームページのみならず、町内会ですとか、あとは公共交通の利用促進策でもありますし、高齢者対策の部分も若干このサービスにより向上できる部分であると思いますので、そちらの福祉サイドとも連携して周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号 令和2年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時45分とします。

午前11時36分 休憩

---

午前11時44分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第73号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第73号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第73号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第74号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、**議案第74号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 1点お願いします。7ページお願いします。

歳入です。3款2項5目保険者努力支援交付金1節336万円でございますが、こちらはインセンティブ交付金としてかなり自己評価的な部分も大きいと思っておりますが、336万円という金額、町として、こちらは頑張った、多かったと思うのか、もうちょっと頑張れたなと思うのか、その部分ちょっと一度お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

こちらの保険者努力支援交付金につきましては、今年度から新設されましたインセンティブ交付金となっております。その中でも介護保険制度におけます介護予防の位置づけを高めるために、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価して、国が示す評価指標により点



数化したものを被保険者数に応じて交付金が交付されるもので、特に介護予防、健康づくり事業に充てることとされている交付金になっております。

こちらにつきましては336万円ほど本町に頂けるわけなんです、やる気を起こさせる奨励金とも言われておりますので、本町としましては、若い世代が多いので、被保険者数については65歳以上の人口が少ないんでございますが、それだけに介護予防事業とか健康づくり事業には力を入れたということで評価いただいて336万円ほど頂いていると考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 評価いただいたということで、やはり私もこの金額的な部分は利府町としてかなり頑張っていたいてこのような交付金になったのかなと思っております。健康づくりについてしっかりと取り組んだと思っておりますけれども、この金額、来年度もしっかりとという思いがきつとおありなのかなと思うんですけれども、介護予防と健康づくりにさらに力を入れて取り組むべきというふうに、点数的にも上げていきたいなと思うんですけれども、その辺の部分お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

他自治体によってはやはり高齢化が進んでおり、本町よりもより介護予防事業、健康づくり事業に力を入れている自治体もございますが、本町でも今後高齢化問題も進んでまいりますので、来年度、介護保険の事業計画の見直しが今年度行われて、来年度からまた新しい事業のスタートになる年でもございますので、その中で介護予防事業等についても今後力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第74号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第75号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、**議案第75号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第75号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第76号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、**議案第76号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第76号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第77号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、**議案第77号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第77号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第78号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、**議案第78号 財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第78号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第79号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、**議案第79号 財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 2点質問いたします。

まず最初に、この契約の中身なんですけれども、1点目、（4）納入期限、令和3年6月25日ということになっていますが、文化交流センターは7月1日から供用開始ということで、随分ぎりぎりに納入期限を設定したなと思っております。もっと余裕を持った備品の購入、そして設置、各部署に設置するのに中身1週間もないわけですね、供用開始から。この辺なぜこのようにぎりぎりまで納入期限を定めたのかということ、第1点お伺いいたします。

第2点目、関係資料の最後のページなんですけれども、落札が99.80%ということで、かなり予定価格に対して落札率が高いんですけれども、御存じのように備品については、事務用備品は市販品で一般汎用性が高いわけですね。だから予定価格については、かなり市場に出回っているんで、大体はカタログ価、実勢価格ということで、その大体相場では低くて30、40、60ぐらいまで、大体その30から60ぐらいまでの範囲に入ると思うんですよ。かなり近い数字で落札されているので、その予定価格の積算をどのようにして立てたのか、この辺からまずお伺い

いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えします。

まず1点目の納入期限なんですけど、6月25日にしたのはなぜかということなんですけれども、備品の種類によっては作成されているものもあるし、注文があつて製作するものもあります。その中で納入業者と調整いたしまして、できるだけ早めに納品できるような工程を改めて協議したいと思っております。

2点目の設計に関してですけれども、議員おっしゃるとおり、カタログ価格を参考にしておりますが、実際設計書を作成する際には直接その製品を作っているメーカーに、実際の流通価格、流通率というか、そういうのを全部調査しまして、それをそのまま設計額に反映させて予定価格としておりますので、最初から、落札率じゃないですけれども、安い単価の設計ということになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1点目なんですけれども、受注してから作成するものもあるということなんですけど、それでぎりぎりまでということなんですけれども、これの契約日は10月29日で、今回の議決、承認されれば本契約になるわけなんですけれども、半年以上あるわけですよね。だから、その見積りがどの程度、ぎりぎりまでしなくても、この契約期間が長いわけですから、ある程度備品が入ってから、備品の検査検収があるわけですよ、受領するときに。やはり不備のあるものは返したりしなきゃないですし、移動とか設置についても時間がかかるわけなんです。だから、製作物もあるからということなんですけれども、製作物は一部、カーテンとかロールスクリーンですか、その辺については現場に合わせてということなんですけれども、その期間内に、既に12月の今回の議決されれば6か月あるわけですから、その期間の中で考慮すればよかったという話であると思うんです。さきに申し上げた私の話の中で、ぎりぎりにするのは先ほどのリスクを伴うと、部品の交換、備品の交換とかそれから設置とかにやはり余裕を持った期間に納入を設定するべきだと思います。その辺についてもう一度見解をお願いします。

それから、2点目、たまたまカタログ価格の業者と同じような金額になったということなんですけど、やはりかなり高い数字なんです、落札率が。指名競争しているわけですから、競争の原理性から言うともっと離れても、常識的にですね、いいわけなんですけれども、業者の見積りをそのまま採用したのかなというのちょっと、そういうことはないでしょうけれども、

業者見積りだけではなくて、自分でいろいろ市場調査を確認して設定すべき、金額的にも6,300万円の備品購入なわけですから、慎重に予定価格を立てておくべきだったし、1つのものだけではなくて、予定価格の根拠となるもの、複数の予定価格の積算の仕方について準備して入札に臨むべきであったと思いますが、その辺についても見解をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 質問にお答えいたします。

備品なんですけれども、確かにロールカーテン等、組立てステージ等造るものもあるんですけども、6月25日という形にはなっていますが、なるべく前倒して製品ができるように努力してまいりたいと思っております。

なぜぎりぎりの入札率になったのかということですが、担当が申し上げましたが、設計額につきましては直接メーカーから聞き取りしまして、また参考見積りも3社ほど取っております。それで妥当性も確認して設計書を組んでおりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第79号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第80号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、**議案第80号 財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第80号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第81号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、**議案第81号 指定管理者の指定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第81号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第82号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、議案第82号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第82号 町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第83号 総合計画の基本構想及び基本計画の策定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、議案第83号 総合計画の基本構想及び基本計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 利府町総合計画なんですが、77ページ、（3）スポーツ施設の適正な維持管理ということで、指標ですね、苦情件数ということでやっていますが、やはり満足度を指標にすべきだと思うんですよ。スポーツ環境に対する利用者、利用団体等のニーズ、満足度、これを指標に加えてもらいたいと思います。

それと67ページ、（2）防災機能の強化ということで、指標が出ています。これは行政情報一斉配信サービスということで、69ページ、85ページにも同じくこの指標が出ているんですが、目標値が3,800人、令和12年の目標値が3,800人ということですけども、この目標値が低いのではないかなと思うんですね。



それと87ページの（2）効率的な行政運営の推進で、ここでも指標が出ています。行政改革の意識を持っている職員の割合ということで、令和12年目標値70%になって、これも70%じゃなくて当然100%にすべきだと思うんですよ。

それで、先ほどの行政情報一斉配信サービスと行政改革の意識を持っている職員の割合、この割合、どのように算出したかというのもお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 政策班長。

○秘書政策室政策班長（福島 俊君） お答えします。

全般にわたって指標管理についてということでございますが、今回この指標というのは総合計画に初めて導入することになるものでございます。個々の案件を見ていくとやはり果たしてどうなのかなという疑問を持つのは当然かと思えます。ニーズを満足度にとりか、割合を増やすといったところありますので、こちらにつきましては5年後に中間見直しを行いますので、その段階で見直しをしていきたいと思えます。なかなか設定が難しく、指標に関しましては庁内の政策調整委員会で作ったんですが、それが3年間で21回行ってございまして、そこでももみまして、あと内部の委員会、それから審議会でも話題になっております。何とか形にはなったんでございますが、いろいろな意見これからいただきながら中間見直しをしていきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。中間見直しでぜひ見直していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。関連、渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 77ページの下の部分、（3）スポーツ施設の適正な維持管理というところで関連の質問をさせていただきます。

現状値、令和元年に21件の苦情件数がありました。こういう苦情に対する対応、対処の仕方、例えば1回目に苦情に行きました、それが全然なされてないので、1か月、だからその苦情の処理の仕方というか、それを苦情があった部分の、苦情件数を多分下げるのに努力なさるんですけども……。私、何か違うこと言ってましたか。済みません、総合計画の77ページをお願いします。大変申し訳ございません。不慣れで申し訳ございません。

総合計画の77ページの（3）について御質問いたします。

スポーツ施設の適正な維持管理ということで、維持管理のために、多分苦情がいろいろある

と思うんですが、そちらの……。

- 議長（吉岡伸二郎君） 渡邊議員、苦情に関しては記載されておられません、指標に。
- 2番（渡邊博恵君） 利府町総合計画の77ページです。済みません、今野議員の関連だったので。何か違いますか。利府町総合計画2021年から2030年までの計画の77ページについて御質問いたします。よろしいでしょうか。
- 議長（吉岡伸二郎君） どうぞ。
- 2番（渡邊博恵君） （3）スポーツ施設の適正な維持管理ということで、令和元年には21件、将来的にはゼロ件という目標を立てていただいているんですが、こちらの苦情あった対応、対処方法、それから苦情に行ったときにどれくらいその事案を、その受け付けた方、上の方、どこまで行って、どういう対処をなさって、対応をなさって、きちっとやっていただいて、これから目標値をどう持っていかれるかお伺いします。なかなか、私もこういうことに関わっておりまして、苦情を何回か言ったほうなので、そちらの対応の仕方をよろしく願いいたします。
- 議長（吉岡伸二郎君） あくまでこれは指標なんですけれども、答えられますか、答弁できますか。政策室長。
- 秘書政策室長（鎌田功紀君） それではお答えいたします。

様々な指標に関しての質問が出ておりますけれども、あくまでも目標としての指標として掲げたものでございまして、現在、ここで21件の件数がどういったものだったのかですとかそういった資料については持ち合わせておりませんので、この件についてどういう対応を行ったかということについては個別に担当課に確認をいただければと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

- 議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。15番 遠藤紀子君。
- 15番（遠藤紀子君） この総合計画は10年に一度出されるものですし、町のちょうど背骨になる部分だなと思います。今回は、時代に即してSDGsの取組も含まれておりますし、それから未来づくりワークショップを開催して若い人たちの声も入ってございました。総合計画の15ページには利府町がこれからこんな町になったらいいなというような若い人の意見も入っておりますし、非常に今までとはやはり時代の方向を向いているのかなと思いました。

パブリックコメントがなされておりますけれども、2名の方からの御意見がありました。公共交通や計画の構成等についてとありますが、もう少し詳しく2名の方からのパブリックコメントをお願いいたします。

それからもう1点、以前も私は議会で申しましたけれども、審議会のメンバーの方たちが非常に年配の方が多いというので、この計画10年、この方たちは何歳になられるのかなど、私も含めて思っておりますけれども、やはりtsumikiで未来づくりワークショップをやりましたように、審議会メンバーにはぜひ利府の町を10年間背負ってくれるのは40代50代だと思っております。もちろんいろいろな業界なり消防団とかいろいろな会がございますけれども、この中でも何も長が出なくていいわけで、ここの中の50代の方を選ぶとか40代の方を選ぶとか、これからは中間見直しがある、5年後ですね、そこに向けて審議会の在り方をもう一度町として考えていただきたいと思いますが、その2点お答えをお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 政策班長。

○秘書政策室政策班長（福島 俊君） お答えいたします。

パブリックコメントについての意見でございますが、2名の方からいただきまして、まずは市制移行についてどういったメリットがあるのか分かりやすく書いたほうがいいんじゃないかといった意見をいただいております。これにつきましては、デザインとか中身の書きぶりで解決していきたいと思っております。

それから、やはり渋滞解消とか、なかなか一般の方からの目というのが、私もびっくりしたところあるんですけども、構成の仕方、書きぶりというか、構成の仕方についてこのような順番で書いていったほうがいいんじゃないかといったような前向きな意見をいただいております。

それから、協働のまちづくりに私も参加したいということの意見でございました。

2点目、審議会委員でございますけれども、おっしゃるとおり若い方に入っていたければなおよかったのかなと思っておりますが、今回委員16人の中で40代50代の方3名いらっしゃるかと思います。会長も40代ですので、ある程度は責任を持っていただけるような計画になったのかなと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今、構成についてちょっとびっくりするような御意見をいただいたというので、非常にいい御意見だったのでしょうか、また参考にできるような御意見だったのか改めてお願いいたします。

審議会のメンバー、もちろん佐々木先生がお若いのは分かっておりますけれども、やはり若い女性の方とか子育て中とか、もちろんいろいろな世代が入ることで町の総合計画に寄与して

いかれると思います。改めて、5年後の審議会のメンバーというものをもう一度改めて一からお考えいただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 政策班長。

○秘書政策室政策班長（福島 俊君） パブリックコメントでの構成の意見でございますが、我々の作り方だとすると、意見を聴取して、こういった問題があつて、こういったことをしていけばいいというような作りにしておるところなんですけれども、その方の意見というのは、町としてはこういったことをやっていきます、議員としてはこうですよと、すっかり逆の書き方がいいんじゃないかというような意見でございました。

委員の方につきましては、40代の女性の方がいらっしゃったんでございますが、やはり議員おっしゃるとおり子育て世代の方の意見をもっと入れていけばいいのかなと思うところはございました。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第83号 総合計画の基本構想及び基本計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、**総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長及び教育民生常任委員長から調査中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり中間報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

初めに、総務財務常任委員長の発言を許します。総務財務常任委員長。

○総務財務常任委員長（伊勢英昭君） まず最初に、総務財務常任委員会の報告書、お手元にございますでしょうか。では、それを簡単に読み上げますので、よろしくお願ひします。

中間報告書。1. 調査事件、健全な行財政運営について調べております。

それで、調査目的としては、県内の町が「財政異常事態宣言」を発令したと、これは亙理町とそれから村田町でございます。財政調整基金が枯渇し、将来的には財政再生団体に転落する危険性があると。職員人件費削減等が検討されるようである。このように、地方自治体の財政運営は喫緊の課題である。本町としても財政調整基金も年々減ってきている現状である。

また、財政運営には公共施設の適切な維持管理が重要である。本町の公共施設の半数以上は整備後30年未満となっているが、中長期的に見ると間もなく建て替えや大規模改修する時期を集中的に迎えることになり、これらを適切に維持管理する必要がある。「利府町公共施設等総合管理計画」の中では財政の状況として「自主財源の減少等による一般財源の確保はさらに厳しくなるものと予想される」とある。国は、同計画に基づく集約化・複合化や長寿命化対策等を本格的に推進していく必要があるとしている。

こうした背景から、所管事務調査項目を「健全な行財政運営」とし、「財政健全化の取り組み」や「公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画の策定等を調査・研究することにしたということでございます。

調査経過は、一応五度行っております。それで、その途中で町の財務課からの聞き取り調査もしております。ただ、県外とか出かける調査、研修、それができない状況でありますので、最大限このように町の財務課の協力を得て行っているというわけでございます。

それからもう一つ、今回、やはりコロナ禍ということでありまして、コロナ禍における本町の財務状況についても財務課に質問をしております。

この中間報告はまだ途中でございますので、あとはお目通しいただきまして、9月の最終報告ということになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、産業建設常任委員長の発言を許します。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西澤文久君） 産業建設常任委員会の調査中間報告について申し上げます。次ページをお開きください。

調査事件として、利府梨の現状と課題について取り組んでまいりました。

調査目的として、利府梨は本町を代表する特産品であり、「利府といえば梨」と言われるほどその存在は県内外に広く知られております。しかしながら、その後も梨の収穫量の減少や梨栽培農家数の担い手不足の深刻化が進んでいることから、改めて本委員会の所管事務調査のテーマを「利府梨の現状と課題」とすることとし、「利府梨」の存続・発展を模索するため、調査研究を行うことにしました。

調査経過としまして、令和元年11月13日から令和2年9月28日において、梨農家の聞き取り調査をしております。お渡ししました資料を後ほど御覧ください。

調査状況として、利府梨の現状と課題については、産業振興課より説明を受けております。また、利府梨栽培農家との情報交換については、梨を栽培している農家から現状を聞くため、実際に梨園に行き農家の取組と現状を把握するために調査をいたしました。

次の3ページから8ページは後ほどお目通し願います。

利府町内の梨農家を現地調査して感じたことは、利府町の梨栽培農家は後継者不足で相当厳しい状況になってきております。梨を継続して作るにはどうしたらいいのかを考えなければならない、今後これまでとは異なる新たな発想の展開を進めていかなければ、利府の梨もますます衰退していくものと思われれます。

今後の調査内容については、（1）後継者不足における現状把握、（2）地域おこし協力隊の活用と自立、（3）法人化における課題。最後に、産業建設常任委員会では課題として以上を常任委員会等で調査を継続してまいります。

以上で中間報告といたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育民生常任委員長の発言を許します。教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（木村範雄君） 教育民生常任委員会の中間の調査報告を行います。

調査事件は、「英語教育における現状と課題について」。

調査目的ですけれども、令和2年度より小学校5・6年生の英語が教科化となりました。町では1人1台のタブレット端末整備を決めております。常任委員会では、「英語教育における現状と課題について」調査検討を進めています。

3. 調査経過なんですけれども、省きます。

令和2年6月14日に提言テーマを「英語教育における現状と課題について」に決定しました。

5月21日、調査項目を3項目に決定しております。

7月9日、今宮淳美氏との意見交換会を行いました。GIGAスクールとプログラミング教育について行っております。

10月27日、利府小学校5年2組の外国語授業視察と校長先生との懇談を行っております。

令和2年11月12日、中間報告書（案）について協議を行っております。

ページをめくってください。

調査状況ですけれども、教育委員会の参考資料がついていますので、あとぜひ皆さん、ここが終わりましたら見ていただいて、ぜひ英語教育についても興味を持って、ぜひ御意見なんかもいただけたらいいと思います。

調査状況ですけれども、小学校5・6年生は正式教科として週2時間、年70時間の英語学習が行われ、聞く・話す・読む・書くことが求められております。町は、ALTの活用や小中連携の授業研修等を実施し、英語教育推進に取り組んできました。常任委員会でもGIGAスクールやプログラミング教育の学習、利府小学校5年生の英語授業の視察、校長との懇談で学習内容を深めてきております。その学校の資料については3枚で、これを照らしながらやっております。

最後のページになります。

今後の取組、調査予定ということで、英語教育の視察は利府小学校だけとなりましたが、英語教育の進め方が理解できてよかったと思っております。英語の専科教員の配置やALTの導入に加え、ICTの活用等で小中学校の英語教育の充実と学力向上の取組を強化していきたいと思っております。

常任委員会としては、これからも町内の小中学校の視察を進めるとともに、可能な限り先進自治体と言われる自治体の活動内容を調査、研究し、提言に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） これで、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告の件を終わります。

日程第25 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第25、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、利府町議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年12月利府町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後0時30分 閉 会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年12月9日

議 長

署名議員

署名議員